

平成28年3月31日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



歯科医療機関及び農家に退蔵されている水銀使用製品の回収促進に向けた協力について
(依頼)

平素から、産業廃棄物行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成25年10月に採択された水銀に関する水俣条約では、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、水銀廃棄物について環境上適正な方法で管理することが求められています。また、第189回国会（平成27年通常国会）における「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案に対する附帯決議」において、「水銀使用製品が廃棄物となった際の適正な回収を徹底していくため、積極的な広報に努めるとともに、普及開発を効果的に行っていくこと」が政府に対して求められています。

当省では、今般、歯科医療機関に退蔵されている歯科用水銀及び歯科用アマルガム並びに農家に退蔵されている水銀含有農薬について適正処理の方法、水俣条約の趣旨等を掲載して早期処分を促すリーフレットをそれぞれ作成しました（別添1及び別添2）。

つきましては、退蔵されているこれら水銀使用廃製品の処理について貴管内の関係事業者等より御相談を受けた場合には、地域の実状に鑑み御対応いただきますようお願いいたします。

なお、同リーフレットは日本歯科医師会、全国農業協同組合連合会及び全国農薬協同組合と協議を重ねてそれぞれ作成したものであり、日本歯科医師会に対して都道府県歯科医師会を通じて歯科医療機関への周知、全国農業協同組合連合会に対して各地区の農業協同組合を通して農家への周知、全国農薬協同組合に対して同組合都道府県支部を通して農薬販売店への周知について依頼しているところです（別添3及び別添4）。

同リーフレットは、当省のホームページ

（<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>）からもダウンロードできます。

